

2021(令和3)年10月~2022(令和4)3月 講習日程表

R3.12.15

印は日曜日 休業日 講習日程は都合により変更する場合がありますので、事前にご確認して下さい。 <フォークのコースはBコースの1・4日目の2日間で実施します>

月	日	講習種類	内容					
令和3年10月	1	技能講習	車両系・高所・フォークリフト					
	2	技能講習	玉掛け・小型移動式クレーン					
	3	技能講習	高所					
	令和3年11月	1	技能講習	車両系・高所・フォークリフト				
		2	技能講習	玉掛け・小型移動式クレーン				
		3	技能講習	高所				
		令和3年12月	1	技能講習	車両系・高所・フォークリフト			
			2	技能講習	玉掛け・小型移動式クレーン			
			3	技能講習	高所			
			令和4年1月	1	技能講習	車両系・高所・フォークリフト		
				2	技能講習	玉掛け・小型移動式クレーン		
				3	技能講習	高所		
				令和4年2月	1	技能講習	車両系・高所・フォークリフト	
					2	技能講習	玉掛け・小型移動式クレーン	
					3	技能講習	高所	
					令和4年3月	1	技能講習	車両系・高所・フォークリフト
						2	技能講習	玉掛け・小型移動式クレーン
						3	技能講習	高所

各料金は、講習料・教材費(テキスト等)・写真・10%の消費税込です

コース名/時間・日数	受講資格	受講料	教材他	合計
車両系建設機械(整地用等) 運転技能講習 (機体質量3t以上)				
A/38h・5日	下記資格・経験無	93,000	2,000	95,000
B/18h・2.5日	自動車免許無・小型車両系経験6ヶ月有	43,000	2,000	45,000
C/14h・2日	大型特殊自動車免許有 又は自動車免許有且つ小型車両系経験3ヶ月有	40,000	2,000	42,000
小型移動式クレーン 運転技能講習 (1t~5t未満)				
A/20h・3日	下記資格・経験無	29,000	2,000	31,000
C/16h・3日	クレーン免許有・玉掛け技能講習有	26,000	2,000	28,000
高所作業車 運転技能講習 (10m以上の高さ)				
A/17h・2.5日	自動車免許無・下記資格無	41,000	2,000	43,000
B/14h・2日	免許有orフォークor車両系技能講習有	38,000	2,000	40,000
C/12h・2日	移動式クレーンの免許or技能講習有	36,000	2,000	38,000
Aコースは希望に応じ適宜実施致しますので、ご相談下さい。				
玉掛け技能講習 (1t以上のクレーンでの作業)				
A/19h・3日	下記資格・経験無	23,000	2,000	25,000
C/15h・3日	クレーン免許・小型移動クレーン技能講習有	20,000	2,000	22,000
玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育(5t未満の天井クレーン)の併合講習				
4日	玉掛けは上記と同一、講習はAC同一内容で実施	30,500	4,000	34,500
車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 (機体質量3t以上)				
コース名/時間・日数 受講資格 受講料 教材他 合計				
日本B/5h・1日 車両系建設機械(整地)技能講習有 18,000 2,000 20,000				
外国D(トルコ)/6.5h・1日 23,000 2,000 25,000				
フォークリフト 運転技能講習 (積載荷重1t以上)				
A/35h・4.5日	下記資格・経験無	33,000	2,000	35,000
B/31h・4日	自動車免許有・経験無	27,000	2,000	29,000
C/14h・2日	大型特殊自動車免許有(カマド限定除) 又は自動車免許有・フォーク経験3ヶ月有	22,000	2,000	24,000
外国コース: D(免無)40.5h/5日 ¥42,000, E(免有)34.5h/4.5日 ¥38,000				
安全衛生教育				
教育種類	日数時間	受講料円		
職長・安全衛生責任者(建設業)	2日14h	14,000		
職長(製造業)	2日12h	14,000		
刈払機取扱者	1日6h	11,000		
振動工具取扱者	1日4h	8,000		
特別教育				
教育種類	日数時間	受講料円		
★小型建機(整地)(3t未満)	2日13h	14,000		
★ローラー運転	2日10h	14,000		
★チェーンソーによる伐木等	2日18h	19,000		
旧資格は法改正、下記補講を受講で、2年8月~有効				
伐木補講Ⅰ[則36条8]半日2.5h	2.5h	5,500		
伐木補講Ⅱ[則36条8の2]1日5h	5h	10,500		
★高所作業車運転	2or1日9h	14,000		
★クレーン運転(5t未満)	2日13h	14,000		
研削といし(自由研削)	1日6h	11,000		
★足場/粉じん/酸欠/フルハネス	1日	10,000		
★石綿建築物等解体	1日4.5h	9,000		
人材開発支援助成金・建設労働者技能実習 建設業事業主様への助成金!!(車両系(整地)・高所・玉掛け・小型移動式クレーンの技能講習と印対象)				
助成金受講は、御予約時「助成金利用」の申告をいただき、受講後申請手続きを行います。提出先は「あいし雇用助成室(愛知県)、ハローワーク(岐阜県)」です				
助成金適用の条件は、《中小建設業事業主》で、《雇用保険に12/1000で加入している》こと、《受講者が被保険者である》ことです。				
《講習料の6割~(経費助成)》と《6,650円~の日当(賞金助成)》が支給されます。支給申請は、講習終了後2カ月以内に手続きが必要となります。				
支給申請に必要な書類の作成は当教習センターにてお手伝いします、予約時に申し付け下さい。【その他助成金必要な証明印お申し付け下さい】				
給 ハローワークの教育訓練給付金フォークリフトB、小型移動式クレーンA、玉掛けA(雇用保険の支給要件期間3年但し初回は1年)				